

# 山口県報

平成21年  
4月10日  
(金曜日)

## 目次

告示	1
山口県土地利用基本計画の変更の公表(地域政策課)	1
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	1
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	1
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	4
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	7
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	7
包括外部監査契約の締結(監査委員事務局)	8
公告	8
国土調査の成果の認証(地域政策課)	8
契約の締結(情報企画課)	8
障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(障害者支援課)	9
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(二件)(商政課)	9
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	9
障害者就業・生活支援センターの指定(労働政策課)	9
土地改良区役員の届出(農村整備課)	9
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	9
雑報	9
県報の正誤(平成二十一年三月三十一日山口県条例第三十四号)	9



### 山口県告示第七十五号

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第一項の規定により定められた山口県土地利用基本計画を変更したので、次の要領により公表する。

平成二十一年四月十日

山口県知事 二井 関成

#### 一 計画の変更の内容

##### (一) 変更の要旨

山口県土地利用基本計画図のうち、都市地域及び森林地域の一部を変更した。

##### (二) 変更に係る市町の区域

下関市、山口市、下松市、岩国市及び長門市の区域

##### (三) 変更の詳細

縦覧に供する変更後の山口県土地利用基本計画図のとおり

#### 二 縦覧の場所

山口県地域振興部地域政策課及び関係市役所

### 山口県告示第七十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年四月十日から同月三十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境下水道部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年四月十日

山口県知事 二井 関成

#### 一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 東ソー株式会社

住 所 周南市開成町四五六〇番地

#### 二 工場又は事業場の名称及び所在地





中和酸化処理槽	チタン製	七、二〇〇	酸	化	連	統	二四時間	変動なし	(既設)
総合排水処理施設	堰囲い	三、八四〇、〇〇〇	沈殿	殿	"	"	"	"	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	処理前	処理後	通 常	最 大	
中和酸化処理槽	処理前	九	〇・八	三・三	二、六七七
	処理後	"	一・三・六	一・三・三	二、八六五
総合排水処理施設	処理前	八	三	五	二、九三三、五〇八
	処理後	"	九・六	三	二、九三三、五〇八

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		通 常	最 大	
水素イオン濃度 (水素指数)	八	九・六	六	二、九三三、五〇八
	九	六	六	
化学的酸素要求量 (mg/l)	二・五	四・三	六	二、九三三、五〇八
	三	五	六	
浮遊物質質量 (mg/l)	〇・九	一・二	一	二、九三三、五〇八
	一・三	二・二	一	
鉍油類 (mg/l)	〇・一	〇・二	〇	二、九三三、五〇八
	〇・二	〇・二	〇	

平成二十一年四月十日

山口県知事 二井 関成

山口県告示第百七十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年四月十日から同月三十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境下水道部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 東ソー株式会社
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名称 東ソー株式会社南陽事業所  
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設の種類

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		種 類	項 目	構 造		使用の方法
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)			浮遊物質 (mg/l)	窒素 (mg/l)	
七四	変更後	"	(既 設)	"	"	"	"	"
	変更前							
三二七(二基)	変更後	七一〇	平成二二、 五、二〇、 六、二二、 三、	"	"	"	"	"
	変更前							
三四一八(四基)	変更後	五〇四	平成二二、 五、二〇、 六、二二、 三、	"	"	"	"	"
	変更前							
三四一〇(四基)	変更後	七〇	平成二二、 五、二〇、 六、二二、 三、	"	"	"	"	"
	変更前							

備考 「三四一〇」、「三四一八」、「三二七」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第三十四号の合成ゴム製造業の用に供する脱水施設及び水洗施設、同表第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十四号の合成ゴム製造業の用に供する脱水施設及び水洗施設、同表第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設変更しようとする事項の内容

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

酸化処理施設				凝集沈殿槽				種 類	
処理後		処理前		処理後		処理前		項 目	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	通 常	最 大
"	七	"	一一	"	七	"	一〇	水素イオン濃度 (水素指数)	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
"	八〇六	"	一四〇	"	八〇六	"	一四〇	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)
"	三七七	"	一、二六四	"	一四三	"	二八四	浮遊物質 (mg/l)	室 態 の 値
"	三七七	"	一、二六四	"	一四三	"	二八四	浮遊物質 (mg/l)	室 態 の 値
"	"	"	二	"	五	"	一九四	浮遊物質 (mg/l)	室 態 の 値
"	"	"	二	"	五	"	一九四	浮遊物質 (mg/l)	室 態 の 値
"	"	"	"	"	"	"	検出せず	浮遊物質 (mg/l)	室 態 の 値
"	"	"	一・一三	"	二五・九	"	二五・五	浮遊物質 (mg/l)	室 態 の 値
"	"	"	一・七三	"	"	"	三・八	浮遊物質 (mg/l)	室 態 の 値
"	"	"	〇・〇四	"	〇・四三	"	〇・四二	浮遊物質 (mg/l)	室 態 の 値
"	"	"	〇・〇六	"	"	"	〇・四四	浮遊物質 (mg/l)	室 態 の 値
六九〇	六七二	六九〇	六七二	三、四八八	三、四四八	三、四八八	三、四四八	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	六
六九〇	六七二	六九〇	六七二	三、四八八	三、四四八	三、四八八	三、四四八	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	六

(三) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

七四		三七一口 (二基)		三四一八 (四基)		三四一口 (四基)	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	八	"	一一	"	"	"	七
"	九〇六	"	一三〇	"	九〇六	"	八〇六
"	三	"	一、二七二	三六〇	三五〇	"	一一五
"	五	"	一、二七二	三六〇	三五〇	"	一一五
"	一〇	"	二	"	"	"	六
"	二〇	"	二	"	"	"	六
"	一・三	"	一・二八	一・四七	"	"	一・三七
"	二・二	"	一・六六	"	"	"	二・一
"	〇・一	"	〇・〇四	〇・三一	〇・三	"	〇・二
"	〇・二	"	〇・〇六	"	〇・三一	"	〇・二
"	二、九三、五八	一、一三三六	一、二〇〇〇	"	一、八八〇	二、三八・八	一、三三二
"	二、九三、五八	一、一三三六	一、二〇〇〇	"	一、八八〇	二、三八・八	一、三三二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

総合排水処理施設			
処理後		処理前	
変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	八
"	"	"	九、六
"	"	"	三
"	"	"	五
"	一〇	"	一四〇
"	二〇	"	二八〇
"	"	"	"
"	"	"	一・三
"	"	"	二・二
"	"	"	〇・一
"	"	"	〇・二
"	"	"	二、九三、五八
"	"	"	二、九三、五八

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	項目	排出水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )
			変更後	変更前	
" (変更後)	" (変更前)	水素イオン濃度(水素指数)	常	最	八
			大	大	
" (変更後)	" (変更前)	化学的酸素要求量(mg/l)	常	最	二・五
			大	大	
" (変更後)	" (変更前)	浮遊物質(mg/l)	常	最	一三
			大	大	
" (変更後)	" (変更前)	鉍油類(mg/l)	常	最	〇・九
			大	大	
" (変更後)	" (変更前)	窒素(mg/l)	常	最	一・二
			大	大	
" (変更後)	" (変更前)	リン(mg/l)	常	最	〇・二
			大	大	
" (変更後)	" (変更前)	排水の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )	常	最	二、九三、五〇八
			大	大	

山口県告示第百七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年四月十日

名称	所在地	廃止年月日
周南市国民健康保険鹿野診療所	周南市大字鹿野上三三三九	平成二一、一、三一
梶井歯科医院	宇部市居能町二丁目九番三三三	二、二二

山口県告示第百七十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年四月十日

名称	所在地	指定年月日
船津医院	防府市戎町二丁目八番二二二	平成一六、一、一
周南市国民健康保険鹿野診療所	周南市大字鹿野上九一〇	平成二一、二、二
梶井歯科医院	宇部市居能町二丁目一〇番三三三	" " " " " " " "
きらら・しまた歯科	山口市阿知須四八一七の二二	平成一八、九、一
ムーン薬局	" 大内矢田三四の一	平成二一、二、二
中央薬局	柳井市南町七丁目二番一	三、三

指定訪問看護事業者等  
 名 称 主たる事務所の所在地 訪問看護ステーション等  
 名 称 所 在 地 指定年月日

山口県厚生農業 山口市小郡下郷 周東総合病院訪 平成二一、  
 協同組合連合会 二二三九 問看護ステ一 ショーンいちご 〇〇〇の一 二、一

山口県告示第百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年四月十日

山口県知事 二 井 関 成

土地改良区の名称 認可年月日

萩市佐々並土地改良区 平成二一、三、三一

下関市豊浦町土地改良区 " 四、二二

山口県告示第百八十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成二十一年四月十日

山口県知事 二 井 関 成

- 一 包括外部監査契約の期間の始期  
平成二十一年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本報酬の額に執務日数及び実費を考慮して算定した額を加算する方法
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
小田 正幸 周南市代々木通二丁目二番地
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
各月ごとの概算払



(二二二) 国土調査の成果の認証  
 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十一年四月十日

山口県知事 二 井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成十九年五月十四日から平成二十年十二月十五日まで	下関市地籍簿	豊北町大字田耕の一部
山口市	平成十九年五月十一日から平成二十年九月二十四日まで	山口市地籍簿	小郡上郷の一部
"	平成十九年五月十一日から平成二十年九月三十日まで	"	徳地串及び仁保下郷の各一部
"	平成十九年五月十一日から平成二十年十月七日まで	"	秋穂東の一部
"	平成十九年五月十一日から平成二十年十月十五日まで	"	江崎の一部

二 認証年月日

平成二十一年四月十日

山口県知事 二 井 関 成

(二二三) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十一年四月十日

山口県知事 二 井 関 成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量



電子県庁基幹システム再構築業務 一式  
 契約の相手方を決定した手続

三 一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十一年一月二十九日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目七番一号

六 落札金額

四千八百六十四万八千六百円

七 入札公告日

平成二十年十二月十九日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格

(二二三) 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をしました。

平成二十一年四月十日

山口県知事 二井 関成

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービス事業を行う事業所	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社介援	野の花ヘルパーステーション	居宅介護	平成二一、三、一
下関市秋根本町二丁目一〇番一四号	下関市大字永田郷五三		
菊川ヘルパーステーション	菊川町		
スティーションひかり	大字檜崎一八九の一		

株式会社ヘルパーステーション  
 周南市桜木三丁目八番三二号  
 ヘルパーステーション  
 周南市桜木三丁目八番三二号  
 重度訪問介護  
 〃

株式会社介援  
 下関市秋根本町二丁目一〇番一四号  
 野の花ヘルパーステーション  
 下関市大字永田郷五三  
 問介護  
 〃

菊川ヘルパーステーション  
 〃  
 〃  
 〃  
 〃

株式会社ヘルパーステーション  
 周南市桜木三丁目八番三二号  
 ヘルパーステーション  
 周南市桜木三丁目八番三二号  
 就労継続B型  
 〃

社会福祉法人下関市社会福祉協議会  
 下関市貴船町三丁目四番一號  
 福祉作業所たまねぎハウス  
 下関市豊北町大字滝部三一四四の三  
 〃

(二二四) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十一年四月十日から同年八月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年四月十日

山口県知事 二井 関成

大規模小売店舗の名称及び所在地	名称(仮称)	住所	代表者の氏名
一 大規模小売店舗の名称及び所在地	ゆめタウン新下関	下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一	〃
二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名	株式会社イズミ	広島市南区京橋町二番二二号	山西 泰明
三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名	株式会社ベスト電器	福岡市博多区千代六丁目二番三三三号	濱田 孝
氏名又は名称	住	所	代表者の氏名
株式会社イズミ	広島市南区京橋町二番二二号	山西 泰明	〃
株式会社ベスト電器	福岡市博多区千代六丁目二番三三三号	濱田 孝	〃
株式会社ベスト電器	福岡市博多区千代六丁目二番三三三号	濱田 孝	〃

四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十一年十一月二十六日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
三〇、四八二平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
駐車場の収容台数  
二、一六九台

(一) 駐車場の収容台数  
三六〇台

(二) 駐輪場の収容台数  
三六〇台

(三) 荷さばき施設の面積  
三四四平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量  
一三四立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社イヌミ	午前九時	午後二時
株式会社ベスト電器	午前九時	午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午後十一時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数  
一七箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで

八 届出年月日  
平成二十一年三月二十五日

(二二五) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十一年四月十日から同年八月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市産業観光部産業政策課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年四月十日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アルク徳山中央店  
所在地 周南市花畠町二二七の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 周南シテム産業株式会社  
住所 周南市江口一丁目一番一号  
代表者の氏名 多治見直幸

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
氏名又は名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 藏澄 均

四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十一年十一月三十日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一、八四五平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(一) 駐車場の収容台数  
七五台

(二) 駐輪場の収容台数  
五三台

(三) 荷さばき施設の面積  
七七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量  
一九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社丸久	午前九時三〇分	午後二時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時十五分から翌日の午前零時十五分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数  
二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前六時から午後六時まで  
 八 届出年月日  
 平成二十一年三月二十七日

(二二六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年十一月二十八日山口県公告(四五四)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年四月十日から同年五月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年四月十日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) マックスバリュ下関宮田町店  
 所在地 下関市宮田町二丁目八の一

二 意見の概要  
 騒音の発生に係る事項及び街並みづくりについて配慮を求める。

(二二七) 障害者就業・生活支援センターの指定

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第三十三条の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターの指定をしました。

平成二十一年四月十日

山口県知事 二井 関成

名称	住所	事務所の名称	事務所の所在地	指定年月日
社会福祉法人ヒタ・フェリーチエ	岩国市横山一丁目二番五二号	障害者就業・生活支援センター蓮華	岩国市横山一丁目二番五二号	平成二一、三、三一
社会福祉法人大和福祉会	光市大字岩田二六七	障害者就業・生活支援センターワークス周南	周南市大字久米七二六の四	" "

社会福祉法人ふたば園	萩市三見三八五二の一	ふたば園障害者就業・生活支援センター	萩市江向五一〇	" "
------------	------------	--------------------	---------	-----

(二二八) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十一年四月十日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏名 住所  
 日置南部土地改良区 理事 江原 清 長門市日置中五四〇四  
 阿波 宏之 " 二六六七の一  
 石川 茂雄 " 一四九八  
 石田 敏 " 九四九  
 今井 定人 日置上一二二九  
 上田 正道 日置中二二三三  
 岡崎 稔 " 一三九六  
 上手 仁義 日置下二九三の三  
 久保 良介 油谷蔵小田一八二  
 橋 明彦 日置上六〇一〇番の二地  
 永尾 修 " 五二二  
 西井 智和 日置中一六〇四の一  
 原田 實 日置上七九五  
 宗重 宏和 " 六二一九の八  
 森永 龍夫 日置下五一九  
 阿波 正征 日置中六〇四の三  
 俵道 昭一 " 二二〇八  
 松永 正作 日置上四七三

二 退任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏名 住所

日置南部土地改良区	理事	江原清	長門市日置中五四〇四
"	"	阿波宏之	" 二六六七の一
"	"	石川茂雄	" 一四九八
"	"	石田敏	" 九四九
"	"	上田正道	" 二二三三
"	"	大町一吉	日置上一四八七番の一地
"	"	岡崎稔	日置中一三九六
"	"	上手晃之進	" 三二四六
"	"	久保良介	油谷蔵小田一八二
"	"	永尾修	日置上五二二
"	"	西井智和	日置中一六〇四の一
"	"	橘明彦	日置上六〇一〇番の一地
"	"	宗重宏和	" 六二一九の八
"	"	森永龍夫	日置下五一九
"	"	吉永勝之	日置上八二一
"	"	阿波正征	日置中六〇四の三
"	"	依道昭一	" 二三〇八
"	"	松永正作	日置上四七三

(二二九) 開発行為に関する工事の完了  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。  
 平成二十一年四月十日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
下松市大字河内字出合
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
下松市大字河内五二〇番地  
山本しまこ

一 開発区域に含まれる地域の名称

平成二十一年四月十日印刷

発行人

山口県知事

二 下松市清瀬町二丁目  
 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 下松市清瀬町二丁目一〇番八号  
 有吉 都美



正 誤  
 平成二十一年三月三十一日山口県条例第三十四号(山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例)

ページ	行	誤	正
三	十一	施行規則第...条	施行規則第八。条の十四。
八	十一	施行規則第...条	施行規則第八。条の二十。